

街頭防犯カメラ設置補助事業について



柏市

目 次

1	目的.....	- 2 -
2	補助対象となる団体.....	- 2 -
3	補助額及び申請台数.....	- 2 -
4	補助の要件となるカメラ.....	- 2 -
5	補助の対象となる事業.....	- 3 -
6	補助の対象となる経費.....	- 3 -
7	設置及び運用について.....	- 4 -
8	スケジュール.....	- 4 -
9	各手続きの注意点について.....	- 5 -
	【作成例】	- 8 -

1 目的

この補助金は、自主防犯活動（防犯パトロール、啓発品の配布及び防犯講習会の開催等）の補完として街頭防犯カメラ（以下「カメラ」という。）を設置する地域団体に対し、設置の費用を交付することにより、犯罪等の抑止力の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的としています。

2 補助対象となる団体

- (1) 柏市内の町会・自治会・区及び管理組合その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 自主防犯活動の実績があり、かつ、今後も自主防犯活動の実施が見込まれる団体であること。
- (3) 柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針を遵守する団体であること。

対象とならないもの

- ・自主防犯活動の実績がなく、カメラのみを設置しようとする団体

3 補助額及び申請台数

(1) 補助額

経費合計額の4分の3以内の額(千円未満は切り捨て)

(街頭防犯カメラ1台につき新規設置は30万円、更新設置は20万円を上限とする)

(例1) 1台を新規で設置して経費が20万円の場合

→補助額は15万円

(例2) 1台を新規で設置して経費が45万円の場合

→補助額は30万円

(例3) 1台を更新で設置して経費が27万円の場合

→補助額は20万円

(2) 申請台数

1団体2台/年まで ※翌年度は新たに申請できます。

4 補助の要件となるカメラ

(1)～(6)のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 撮影区域の1/2以上の面積が公道等（不特定多数の人が通行する私道を含む）。

以下「公道」という。)であって、特定の個人及び建物等を監視しないこと。

- (2) 市と設置場所の現地調査を実施し、市の確認を得ること。
- (3) 設置団体内でカメラの設置について合意を得ること。
- (4) カメラを設置する周辺の住民の合意を得ること。
- (5) カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を得ること。

※カメラを設置したい場所の所有者に対し、カメラを設置できるか事前に確認しましょう。確認先が分からない場合は、柏市防災安全課（04-7167-1115（直通））にお問い合わせください。

- (6) 「街頭防犯カメラ作動中」等のカメラを設置している旨及び設置団体名を設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に視認できる方法により表示すること。

対象とならないもの

- ・ 常時カメラ等を確認する「監視カメラ」タイプのもの
- ・ 公道等を2分の1以上撮影していないもの
- ・ ゴミ捨て場や駐車場等の特定の場所の監視を目的とするもの
- ・ リースやレンタルで設置するもの
- ・ 袋小路等の通り抜けができない場所を撮影するもの

5 補助の対象となる事業

- (1) カメラの購入及び設置する事業であること。
- (2) カメラの設置は、補助金の交付申請を行った年度に着手し、当該年度内に完了できる事業であること。
- (3) 他の法令等により、国、県等から同種の補助金の交付を受けていない事業であること。

6 補助の対象となる経費

- | | |
|------|--------------------|
| カメラの | ・ 購入費 |
| | ・ 設置工事費（建柱含） |
| | ・ 設置表示板等の購入費 |
| そのほか | ・ 市長が特に必要があると認めるもの |

対象とならないもの

- ・ 維持または管理費用（電気代、修理費等）

- ・ 既存設備の撤去又は移設費用
- ・ 地代及び占用に係る費用
- ・ 土地の造成，土地又は建物等の使用若しくは取得に要する費用
- ・ 市長が不相当と認めるもの

7 設置及び運用について

- (1) カメラの適正な維持管理を行うこと。
- (2) 維持管理費（電気代，修理費等）は，団体で負担すること。
- (3) カメラの設置等に関し，個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
- (4) 画像及び画像データから知り得た内容を漏えいしないこと。個人情報の適切な管理のための措置を行うこと。
- (5) カメラの管理責任者及び管理副責任者を選任すること。
- (6) 管理責任者は，カメラ及び画像データ等の適正な運用を行うこと。
- (7) 画像記録装置及び画像記録媒体は，施錠の上，管理すること。
- (8) 画像データの保存期間は，原則として14日以内とすること。
- (9) 「柏市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱」及び「柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針」を遵守すること。

8 スケジュール

※スケジュールはおおまかな目安です。

時期	内容	提出物
8月上旬 ～9月上旬	事業計画書受付 (町会等→市)	①事業計画書 ②設置予定場所の位置図 ③設置予定場所の現況写真
<p>事業計画書を提出した団体は，<u>翌年</u>の補助金交付申請時までに次の準備を進めます。</p> <p>○団体内，周辺住民の合意</p> <p>○業者に見積書作成依頼</p> <p>○道路占用許可申請等の準備</p> <p>(希望している場所に設置できるかその場所(土地等)の所有者に確認してください。)</p>		
<u>翌年</u> 4月中	事業開始通知 (市→町会等)	

翌年6月中旬 旬～7月	補助金交付申請 (町会等→市)	①交付申請書 ②運用規程 ③設置場所の位置図及び現況写真 (事業計画書から変更になった場合) ④撮影範囲がわかる写真 ⑤設置費用の見積書(写) ⑥団体及び周辺住民の合意が分かる書類 等
翌年8月	補助金交付決定 (市→町会等)	
市からの交付決定後は、速やかに設置工事を開始しましょう。また、設置に要する道路使用許可等の申請手続きも行ってください。		
翌年 8～12月	設置工事開始・設置工事完了	
設置工事が 終わり次第	補助金実績報告 (町会等→市) ※工事完了後、速やかに 提出してください。	①実績報告書 ②カメラ設置後の現場写真 ③カメラで撮影された画像 ④補助対象経費を支払ったことが分かる書類及びその内訳書 ⑤事業に着手した日時が記載された契約書 等
順次	補助金確定通知 (市→町会等)	
翌々年 2～3月	補助金交付請求 (町会等→市)	①交付請求書 ②振り込み先がわかるもの(通帳の写し等)
請求書提出 後	補助金交付 (市→町会等)	

9 各手続きの注意点について 重要

(1) 事業計画書提出

①次のことについて団体で確認してください。

- 設置する場所・台数の決定
- 街頭防犯カメラの仕様や設置費用の調査
- 団体内及び設置箇所周辺の住民の合意確認(可能な限り)

○設置費用の団体での予算確保

②交付申請時までに会長、担当者の変更があった場合はご連絡ください。

(2) 交付申請

①交付申請書の金額は税込みで記入してください。

②設置場所の位置図及び現況写真は、事業計画書から変更になった場合に提出してください。

③撮影範囲がわかる写真では、次のことを確認してください。

○撮影区域の1 / 2以上の面積が公道等であること

○特定の個人及び建物等を監視していないこと

④交付申請時までに、必ず団体及びカメラ設置周辺住民の合意を得てください。

⑤街頭防犯カメラ設置及び運用規程では、下記項目を必ず明記してください。

【運用規程（案）作成例より】

- ・第3条（設置）
- ・第6条（記録媒体の管理）
- ・第7条（利用及び提供の制限）
- ・第8条（守秘義務等）
- ・第9条（苦情処理）

※運用規程は、市ホームページでも掲載していますので参考にしてください

(3) 実績報告

①カメラ設置後の現場写真では、「街頭防犯カメラ作動中」等のカメラを設置している旨及び設置団体名が書かれたステッカー等が貼られている（カメラの近くかつ通行人に見えやすい場所）様子を写してください。

③カメラで撮影された画像の1 / 2以上の面積が公道等であることを確認してください。

【注意点】

(1) 事業計画書を提出した内容について、事業の変更・取下げがないように、事前の準備を丁寧に進めていただきますよう御協力をお願いします。何らかの理由で、事業を中止せざるを得ない場合は、速やかに担当へご連絡をお願いします。

(2) 市の定める手続きを行わず、街頭防犯カメラを設置した場合は補助の対象外となりますので、御注意ください。

【問い合わせ先】

〒277-8505

柏市柏5-10-1

柏市危機管理部防災安全課 防犯・交通安全担当

TEL 04-7167-1115 (直通)

FAX 04-7163-2188

e-mail bosaianden1@city.kashiwa.chiba.jp

【作成例】

〇〇〇街頭防犯カメラ設置及び運用規程（案）

〇〇年〇月〇日

（目的）

第1条 この規程は、〇〇〇町会（以下「町会」という。）が行う自主防犯活動を補完し、防犯対策の向上を図るために設置する街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭防犯カメラ カメラ装置、録画装置その他関連機器で構成されるものをいう。

(2) 画像 街頭防犯カメラにより撮影又は記録された映像をいう。

(3) 画像データ 画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。

（設置）

第3条 街頭防犯カメラの設置に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 設置場所の決定は町会内の合意を得ること。

(2) 設置場所周辺の住民の合意を得ること。

(3) 撮影範囲の1/2以上の面積が公道等（不特定多数の人が通行する私道を含む。）であって、特定の個人及び建物等を撮影対象にしないこと。

(4) 設置場所付近に街頭防犯カメラが作動し、撮影している旨及び町会名並びに連絡先を標識等により表示すること。

(5) 道路等に設置する場合は、道路管理者等の許可を得ること。

（運用）

第4条 街頭防犯カメラの運用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 街頭防犯カメラの機材の維持管理を図るため、適切な期間において保守点検の実施に努めること。

(2) 町会は、街頭防犯カメラの設置状況を目視等により定期的に確認すること。

(3) 街頭防犯カメラの機材、画像及び画像データ（以下「記録媒体」という。）の故障、紛失等を防止するための必要な措置を講ずること。

なお、機材及び記録媒体の故障、紛失等を確認した場合は、修理等を速やかに行うこと。

(4) 街頭防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者及び管理副責任者（以下「管理責任者等」という。）を選任すること。

（管理責任者等）

第5条 街頭防犯カメラの適正な運用を図るため、総会の総意で別表のとおり管理責任者等を選任する。

2 管理責任者等の任期は〇〇年とし、再任は妨げないものとする。

3 管理責任者等は、前条第1号及び第2号の規定のとおり、街頭防犯カメラの適正な運用を行うものとする。

4 管理責任者等は、柏市から街頭防犯カメラの設置等に関わる報告を求められたときには、これに応じるものとする。

（記録媒体の管理）

第6条 記録媒体の管理について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不必要な画像の確認は行わないこと。ただし、街頭防犯カメラの修理、調整等により画像の確認を行う場合は、管理責任者等が立会いのもとに行い、作業内容を記録すること。

(2) 画像の保存期間は、14日以内とする。

(3) 前号の保存期間を終了した画像は、新たな画像を上書きする方法により消去する。

(4) 記録媒体は施錠の上、保管すること。

(5) 記録媒体は、破碎、裁断等により再生不可能な状態にしてから廃棄すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、記録媒体の不正利用及び外部流出、改ざん防止を図ること。

（利用及び提供の制限）

第7条 記録媒体は、次の各号に掲げる場合を除き、街頭防犯カメラの設置目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく照会等を受けたとき。

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的のため、文書により提供を求められたとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町会において特に必要があると認めるとき。

2 記録媒体を街頭防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像は、必要な範囲に限定すること。

(2) 管理責任者等において、その必要性を審査し、相当と認められる場合は、書面をもって許可すること。

(3) 目的、日時、当事者の名前及び画像の範囲を記録し、保存すること。

(4) 管理責任者等の立会いのもとに行い、かつ、立会者全員の署名を得て保存すること。

(守秘義務等)

第8条 管理責任者等は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(苦情処理)

第9条 街頭防犯カメラの設置や運用に関する苦情に対し、迅速かつ誠実に対応するものとする。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

別 表

〇〇〇町会

管理責任者 役 職 _____

氏 名 _____

管理副責任者 役 職 _____

氏 名 _____